

特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

項 目	基 準
一般原則	<p>1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、特定教育・保育施設、他の特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
利用定員	<p>1 特定地域型保育事業は、その利用定員（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下同じ。）の数を次のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>(2) 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型 6人以上19人以下</p> <p>(3) 小規模保育事業C型 6人以上10人以下</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、3号認定子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、従業員の小学校就学前子ども及び地域の小学校就学前子どもごとに定める3号認定子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>3 小規模保育事業C型にあつては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、1にかかわらず、その利用定員の数を6人以上15人以下とする。</p>
内容及び手続の説明及び同意	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があつた場合には、1による文書の交付に代えて、5により、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供すること</p>

項 目	基 準
	<p>ができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された1の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに1の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 2に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 2の(1)の「電子情報処理組織」とは、特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、2により1の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 2の(1)及び(2)の方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 5による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、1の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び5による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 2の特定地域型保育事業者は、2の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他</p>

項 目	基 準
	利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
支給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。
支給認定の申請に係る援助	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。
心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、特定教育・保育施設又は他の特定地域型保育事業の利用状況等の把握に努めなければならない。
小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
特定教育・保育施設等との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。1において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により

項 目	基 準
	<p>特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、『利用定員』の基準の2の地域の小学校就学前子どもに限る。以下(3)において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、1の本文にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下2において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であって、『利用定員』の基準の2により定める利用定員が20人以上のものについては、1の本文にかかわらず、連携施設の確保に当たって、1の(1)及び(2)に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が参入することを促進するための事業(法第59条第4号に規定する事業をいう。)による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、1の本文にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
地域型保育の提供の記録	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
利用者負担額等の受領	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下『利用者負担額等の受領』及び『地域型保育給付費等の額に係る通知等』の基準において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払

項 目	基 準
	<p>を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。3において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、1から3までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の(1)から(4)までに掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、4による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>7 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、1及び2は次のとおりとする。</p> <p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下『利用者負担額等の受領』及び『地域型保育給付費等の額に係る通知等』の基準において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額</p>

項 目	基 準
	<p>(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。3において同じ。)の支払を受けるものとする。</p>
地域型保育給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(特例地域型保育給付費を含む。以下1において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、『利用者負担額等の受領』の基準の2の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
特定地域型保育の取扱方針	<p>特定地域型保育事業者は、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
特定地域型保育に関する評価等	<p>1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
相談及び援助	<p>特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
緊急時等の対応	<p>特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
支給認定保護者に関する市への	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとした</p>

項 目	基 準
通知	ときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次の(1)から(11)までに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（『正当な理由のない提供拒否の禁止等』の基準の2の選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
勤務体制の確保等	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、保育を委託する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
掲示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定地域型保育事業者においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	<p>特定地域型保育事業者の職員は、支給認定子どもに対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支給認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

項 目	基 準
	<p>(2) 支給認定子どもにわいせつな行為をすること又は支給認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 支給認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の支給認定子どもによる(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。</p> <p>(4) 支給認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の支給認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
秘密保持等	<p>1 特定地域型保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、小学校、特定教育・保育施設、他の特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。</p>
情報の提供等	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業者を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>
利益供与等の禁止	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（2において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>
苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下『苦情解決』の基準において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>

項 目	基 準
	<p>3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を市に報告しなければならない。</p>
地域との連携等	<p>特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)までに定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、(2)の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
会計の区分	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>
記録の整備	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の(1)から(5)までに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 『特定地域型保育の取扱方針』の基準に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 『地域型保育の提供の記録』の基準の提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 『支給認定保護者に関する市への通知』の基準の市への通知に係る記録</p> <p>(4) 『苦情解決』の基準の2の苦情の内容等の記録</p>

項 目	基 準
	<p>(5) 『事故発生の防止及び発生時の対応』の基準の3の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、その職員、設備及び会計に関する諸記録並びに特定地域型保育の提供に関する記録のうち、市が支給する地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に係る記録について、それらの費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</p>
特別利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、広島市児童福祉施設設備基準等条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、1により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する支給認定子ども（『特定利用地域型保育の基準』の基準の1により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、『利用定員』の基準の2により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、1により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業の運営に関する基準（『正当な利用のない提供拒否の禁止等』の基準の2及び『あっせん、調整及び要請に対する協力』の基準の2を除く。）の規定を適用する。</p>
特定利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、広島市児童福祉施設設備基準等条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、1により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する支給認定子ども（『特別利用地域型保育の基準』の基準の1により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、『利用定員』の基準の2により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、1により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業の運営に関する基準を適用する。</p>

※ 下線部は、広島市の独自基準である。